

日整発第 174 号
令和 5 年 1 月 25 日

都道府県柔道整復師会会長 各位

公益社団法人日本柔道整復師会
会 長 伊 藤 述 史
総務担当 豊 嶋 良 一
(公印省略)

「災害担当者」登録のお願い

平素より、日整の会務運営にご高配いただきありがとうございます。

日整災害対策室は現在、「**柔道整復師の力を災害現場から社会に役立てる**」という活動目標を設定しています。

1/20 発信の日整ニュースレターでもお知らせしたとおり、日本 DMAT の指揮命令の先陣を努めていらっしゃる厚生労働省 DMAT 事務局次長 近藤久禎 先生から「日整災害対策室として、柔道整復師が災害現場でどのように活動できるかを踏まえたシステム作りが急務」とのアドバイスを頂きました。日整災害対策室としても、日整が日本 DMAT や他医療職種との連携をはかり、「**柔道整復師こそが災害現場で活躍できること**」を社会に向けて発信し、**救助現場から復興までどのように活躍できるかの体制作りを進めて行くことが重要と考えています。**

なお、貴会におきましても、貴会と都道府県自治体または日本赤十字社都道府県支部との災害協定などにより、それぞれの活動内容や方法を取り決めていることもあるかと存じます。

本通知の趣旨は、貴会のそうした活動は継続していただき、加えて、全国の柔道整復師会の皆さまの力を相互活用できるシステム構築を目指すものです。

つきましては、標記について、下記のとおり登録をお願いいたします。

今後、ご登録いただきました「災害担当者」の中から、各地域で中心となり活動するキーパーソンを選出し、「全国で動ける実働部隊」を組織・編成していきたいと考えています。そのためには貴会会員の中で、災害時の活動に関する技術と知識を「JIMTEF 災害医療研修」等にて磨き現在も積極的に活動されている皆さまに是非ご登録いただき、**自然災害に対する防災・減災・復興に対して全国の柔道整復師の力を繋げられるようなシステム作りができればと考えております。**何卒ご協力いただけますようお願いいたします。

(本通知は「日整ニュースレター」でも配信します)。

記

○「災害担当者」登録について

1. 登録人数・・・2名まで（貴会に該当者がいない場合は、近隣の担当者と連携して活動していただく想定をしています。）
2. 登録基準（原則、以下すべてを満たす会員をご登録ください）
 - （1）柔道整復師による災害対策活動（避難所支援や実働部隊の管理統制、防災啓発活動など）を実施する意志のある者
 - （2）JIMTEF 災害医療研修受講者またはそれと同等の災害に関する講習等を受けた者（知識のある者、今後講習等を受講予定の者、経験のある者）
 - （3）災害対策活動をできる者として貴会が推薦する者（上記趣旨から、役員改選等によっても基本的に「災害担当者」は変更ないものと考えています）
3. 登録方法・・・令和5年3月末日までに別紙1・2を貴会から日整あてに提出
提出先：soumu@shadan-nissei.or.jp

《 参 考 》

- DMAT（ディーマツト）とは・・・災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）とは、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」で、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。（DMAT HP：<http://www.dmat.jp/>）
- JIMTEF（ジムテフ）とは・・・公益財団法人 国際医療技術財団（JIMTEF）とは、保健医療分野の課題の解決に必要な不可欠な医療技術の振興、医療技術者の育成及び医療サービスの改善に取り組んでいる国際協力 NGO。当財団の事業のひとつに、大規模災害発生時の多種多様な状況に適切に対応できる技術・知識を有する医療技術者の育成事業「JIMTEF 災害医療研修」がある。また、ベトナム国に於ける「JICA 草の根技術協力事業 柔道整復術普及事業」でも JIMTEF から依頼があり、日整は活動協力している。（JIMTEF HP：<https://www.jimtef.or.jp/>）